

令和8年度 米障がい福20号 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援業務仕様書

この仕様書は、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、下記の業務を実施するに当たり必要な事項などを定める。なお、仕様書の取扱い、または仕様書の内容に疑義が生じた場合は、市担当の指示によることとする。

1 委託業務名および場所

- (1) 委託業務名 令和8年度 米障がい福第20号
障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定支援業務
- (2) 委託場所 滋賀県米原市米原地先

2 目的

「障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定され、「障がい児福祉計画」は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定され、3年を1期とし、「障がい者計画」および国の基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他障がい福祉業務の円滑な実施に関して定める計画である。

本業務では、米原市および湖北福祉圏域の特性を踏まえた上で、本市における障がいのある人の状況、障がいのある人に対する各種サービスの状況などを把握・評価し、主要課題をまとめるなど現状分析を行う。現状分析に基づき、今後、必要となる施策等について整理し、計画期間中のサービスや施設等の整備予定を見込み、障がいの有無に関係なく、自分らしく自立した生活を送ることが出来る地域社会をつくることを目的とした、障がい福祉計画（第8期）および障がい児福祉計画（第4期）を策定する。

3 委託業務内容

障がい福祉計画および障がい児福祉計画の策定業務を行うものとし、基本内容は、おおむね次のとおりとするが、今後、国から示される予定の基本指針等の内容等により、調査項目および対象者等について追加・変更することがある。

[現状と課題の把握]

既存資料による障がいのある人の状況、障がいのある人に対する各種サービスの状況等を把握・評価するとともに、関係部署等のヒアリングを行い、施策立案に向けての主要課題をまとめる。

[障がい者団体・事業所等ヒアリング]

障がいのある人の当事者団体、サービス事業者、ボランティア団体等に対するヒアリング等を行い、問題点や要望をまとめる。

[計画案の作成]

- (1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の作成
国の策定指針に基づき計画案を作成する。

- ア 障がい福祉サービス（障がい児福祉サービスを含む。以下同じ。）の実績
- イ 計画年度における障がい福祉サービス、相談支援の種類ごとの見込み
- ウ 障がい福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- エ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- オ その他障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

[審議委員会等への出席等]

米原市障がい者計画等審議会の資料を作成し、当該審議会に出席する。また、事務局との打合せにも随時出席することとする。

[計画書の印刷・製本]

障がい福祉計画・障がい児福祉計画…A4判、約70頁、1色、200部

4 履行期限 契約締結日の7日以内 から 令和9年（2027年）3月31日まで

5 業務に必要な届出書等

- (1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。
 - ア 着手届
 - イ 業務計画書
- (2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。なお、業務完了後において瑕疵が認められた場合は、速やかに受託者において訂正を行い、その作業に係る費用は受託者の負担とすること。
 - ア 完了届
 - イ 納品書
 - ウ 成果品
 - ① 実態調査報告書 1部（A4版ワードもしくはエクセル形式による電子データおよび当該データを印刷したもの）
 - ② 障がい福祉計画・障がい児福祉計画…A4判、約70頁、1色、200部
 - ③ 上記①～②の原稿データ
 - ④ その他関係資料一式（電子データ一式含む。）

※なお、本業務の成果品については、米原市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ウェブサイトの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。

7 その他（留意事項）

今後、国において示される予定の策定指針により、既存の調査項目のほかに実態把握のための調査項目や調査対象者が追加されるなど、仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、本市と受託者は必要に応じて協議して定めるものとする。